

ワンデーレスポンスの運用について受注者用

1 ワンデーレスポンスとは

監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システマ的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現する取り組みです。

2 実施による効果

- (1) 発注者：報告、連絡、相談による情報共有や職場におけるコミュニケーションの活性化、監督員の技術力向上、職場における技術の伝承の円滑化などが期待されます。
- (2) 受注者：施工の待ち時間を最小限に抑えることで効率的な現場施工が可能となり、工事的物の品質向上や現場での安全確保、現場におけるトラブルの拡大防止などが期待されます。
- (3) 住 民：より早く完成することにより、周辺住民への影響が軽減されるとともに、事業効果の早期発現などが期待されます。

3 実施方法

- (1) 受注者からの協議、質問への回答（回答予定日の連絡も含む）は、原則、「その日のうち」に行います。（「その日のうち」とは、24時間以内とします。ただし、閉庁日を除く。）
- (2) 「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど）は、受注者と協議のうえ、「回答予定日」を連絡し、次の工程に支障のないよう配慮します。なお、工程に支障がないものは、決裁等のため回答に期間を要する場合があります。
- (3) 回答した「回答予定日」を超過する場合には、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答予定日」を連絡します。
- (4) 回答の通知は、原則、工事打合せ簿により行うものとします。
- (5) 監督員が不在の場合は、組織（係長等）で対応します。
- (6) 発注者からの「指示」等に対する受注者の対応についても、ワンデーレスポンスの意義と目的により対応して下さい。

4 実施における留意点

- (1) 施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工して下さい。
- (2) 現場で問題が発生した場合や実施工程に差異が生じる場合は、受注者にて十分精査した上で、発注者が適切な判断ができるような資料を作成し、速やかに文書にて報告して下さい。

5 実施の対象工事

平成27年7月1日以降に建設局（建築部除く）が設計する工事（ただし、単価契約工事を除く）で実施します。（特記仕様書に明記）

※単価契約工事は、ワンデーレスポンスの対象工事ではありませんが、ワンデーレスポンスの意義と目的により対応して下さい。